

2025年度

益田市

ごみ収集カレンダー

益田市LINE公式アカウントのトーク画面のメニューから「ごみ分別検索」いつでも簡単にアクセスできます。

収集日の朝8時30分までに【分別ルールを守り】・【指定の場所】に出しましょう！

指定袋で出すもの

燃やせるごみ

生ごみ・木くず・紙くず・衣類・紙オムツ・貝殻・使い捨てカイロ・ストッキング等
※汚れていない包装紙・紙袋などは古紙類(雑紙)として回収できます。

容器包装プラスチック

プラスチック製の容器(洗剤やシャンプー・食用油の容器等)・ビニール袋(お菓子の袋やレジ袋等) 食品トレイ 果物などの保護ネット
※容器として使われていた物は、中をゆすぎ水を切って出してください。

埋め立てるごみ

陶磁器類・ガラス製品・ゴム製品・プラスチック製品(容器包装プラスチック以外)・パケツ・おもちゃ・長靴等
※処理券は見えやすいところに貼ってください。
※衣装ケースや蛍光灯等は処理券1枚で束ねて出すことができます。
※処理券は指定ごみ袋取扱店で販売しています。

資源(指定袋はありません)

飲料用ビン類

ジュース・ビール等の飲料用のカン
※缶詰の金は金属類

古紙類

新聞紙・チラシ 雑誌類・雑紙(紙箱・包装紙)ダンボール
※紙箱・包装紙も雑紙として回収できます。

ペットボトル

飲料用 酒・しょうゆ・ドレッシング等
※キャップとラベルをとりま。

紙パック

牛乳・ジュース等の飲料用
※内側が銀色のものは燃やせるごみ

指定袋はありません

家電製品類

電気式・充電式・電池式の電気製品
※パソコン回収については「ごみの分別大図鑑」を参照してください。

金属類

飲料用のカン類以外の金属製品・刃物類
※錆びた金属類も出すことができます。

発泡スチロール類

発泡スチロール製の箱・緩衝材
※商品の緩衝材として使われていた物は、そのまま束ねて出してください。
※土などを入れて使われていた物は、土を取り除き束ねて出してください。(きれいなものと分けること)

木製家具

不要となった木製家具は、無料で回収します。木製家具は解体していない状態で出してください。

タンス

イス

テーブル

鏡台

応接セット

学習机

在宅医療系廃棄物

在宅医療系廃棄物はビニール袋や新聞紙などで包んで燃やせるごみとして出してください。なお、注射針や血液が付着しているものについては、医療機関等へ返却ください。

市で収集・処理できないごみ

専門の処理業者で処分をお願いします。
※詳しくは「ごみの分別大図鑑」を参考にしてください。

廃食用油

植物性の油
詳しくは「ごみの分別大図鑑」を参考にしてください。

東部地区

安田地区・鎌手地区・種地区・北仙道地区・豊川地区
真砂地区[真砂の柿原地区を除く]

2025年4月

2025年5月

2025年6月

2025年7月

2025年8月

2025年9月

2025年10月

2025年11月

2025年12月

2026年1月

2026年2月

2026年3月

ステーション収集困難物

処理券には氏名を必ず記入して見やすいところに貼ってください。

【収集日・受付期間】

月 収集日 受付期間 月 収集日 受付期間

4月 11日(金) 3/28~4/8 10月 10日(金) 9/26~10/7

5月 9日(金) 4/25~5/7 11月 14日(金) 10/24~11/11

6月 13日(金) 5/23~6/10 12月 12日(金) 11/28~12/9

7月 11日(金) 6/27~7/8 1月 9日(金) 12/19~1/6

8月 8日(金) 7/25~8/5 2月 13日(金) 1/23~2/10

9月 12日(金) 8/22~9/9 3月 13日(金) 2/27~3/10

●ごみ関連処理施設(直接搬入について)

益田地区広域クリーンセンター

多田町1082番地7 ☎31-4153
※12/31~1/4はお休みです。

月~金 9:00~12:00 13:00~16:30
第3日曜日

益田市リサイクルプラザ

下波田町490番地 ☎26-0558
※12/27~1/4はお休みです。

月~金 9:00~12:00 13:00~16:30
第3日曜日

対象品目

①布団・毛布類 ②カーベット類 ③カーテン ④畳 ⑤庭木・木屑・よしず ⑥草 ⑦建具・すのこ・ラティス
※建具は必ず、厚さ3cm程度までの木製ドアとします。(ガラス部分や取手部分の金属は取り除いてください。)
※庭木・木屑は長さが1m、直径10cmまでとします。
※よしず・すのこ・ラティスは自然素材に限り、金具は取り除いてください。

納付方法

一般家庭 従量制(60円/10kg) ※受付にて計量票の発行後、現金でお支払いください。
(搬入後、受付にて搬入受付票を記入していただきます。)
対象品目①~⑦以外の「燃やせるごみ」は中身が見える袋に入れて搬入してください。
※指定袋での搬入は無料です。
事業所 従量制(110円/10kg) ※事業所であるごみが対象です。

対象品目

①容器包装プラスチック(指定袋で搬入)
②埋め立てるごみ(指定袋または処理券を使用して搬入)
③木製家具(無料)

納付方法

一般家庭 ①、②を搬入する際、指定袋で搬入した場合は、指定袋代のみとなります。
③を搬入する際、指定袋を使用しない場合は、ごみの重さに対して処理券(61円/10kg)で納付するか直接支払ってください。
(処理券は指定袋販売店で購入できます。)

お問い合わせ先 益田市環境衛生課 ☎31-0232 FAX 31-1139